

表1 飲食店行為として取り扱うことのできる食品

分類	臨時営業者の取扱食品	臨時出店者が取扱うことのできる食品
煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁	事前に仕込み(細切、煮込み等)し、その場で煮込んだもの
焼物類	焼きとり、焼き貝、いか焼き、焼きさつま揚、焼きぎょうざ、焼魚	事前に仕込み(細切等)し冷蔵した具を、その場で焼いたもの
お好み焼類	たこ焼き、お好み焼、タコス	その場で水に溶いた小麦粉等と、事前に仕込み(細切等)した具を、その場で混ぜ合わせて焼いたもの
茹物・蒸し物類	じゃがバター、蒸しきょうざ、蒸ししゅうまい	農産物や事前に仕込みした具をその場で茹でるか、蒸したもの
めん類	焼きそば、即席カップ麺	焼きそば、即席カップ麺
揚物類	串かつ、フライドチキン、フライドポテト	事前に仕込み(細切等)した具を、その場で調製した溶き粉、パン粉につけて油で揚げたもの
喫茶類	ところてん、かき氷、清涼飲料水、甘酒、しるこ、コーヒー、紅茶	事前に調製した材料を用いて、その場で小分け、希釀、混合、調味するもので、通常喫茶店営業にて提供される飲料、菓菓、甘味食品
ドック類	ソーセージ類をそのまま、もしくは衣をつけて焼くか油で揚げたもの、ホットドック類、ハンバーガー類(パンに、熱調理した食肉ミンチ等をはさんだもの)	ソーセージ類をそのまま、若しくは衣をつけて焼くか油で揚げたもの、ホットドック類、ハンバーガー類(パンに、熱調理した食肉ミンチ等をはさんだもの)
酒類	日本酒、ビール、焼酎等	日本酒、ビール、焼酎等

表2 菓子製造行為として取り扱うことのできる食品

分類	臨時営業者の取扱食品	臨時出店者が取扱うことのできる食品
焼菓子類	今川焼き、クレープ、ベビーカステラ、五兵衛餅、焼き餅	事前に仕込み(混合、成形等)した具を、その場で焼いたもの
揚菓子類	ドーナツ、大学芋	事前に仕込み(混合、成形等)した具を、その場で油で揚げたもの
団子菓子類	草団子、焼き団子	事前に団子に成型したものを、その場で焼くか蒸すかし、それに事前に仕込みした具をからめたもの
まんじゅう類	焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう	事前に仕込み(混合、成形等)したまんじゅうをその場で加熱したもの
あめ菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼	事前に仕込みした原料を用いて、その場で簡単な加工を行って作るあめ菓子
もち菓子類		事前についた餅に、事前に仕込みした具をからめたもの
その他	果実チョコ(果実にチョコレートをからめたもの)	果実チョコ(果実にチョコレートをからめたもの)、蒸しパン

表3 食料品販売行為において取り扱うことができる食品（臨時出店者のみ）

食品衛生法の販売許可が不要な食品及び食料品等販売業の許可対象食品で、法令等により保存基準が定められていない食品。野菜・果実以外は、容器包装に入れられたものに限る。

(例示)

野菜・果実、煮豆、つくだ煮、漬物、魚介加工品、菓子(洋生菓子を除く。)、アイスクリーム、レトルト食品、缶詰、びん詰食品

#### 注意事項（臨時営業者及び臨時出店者共通）

飲食店営業、あるいは菓子製造業の許可を受けた固定店舗以外では餅つきは認められません。